令和６年11月１日

特認校入学希望者　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　志布志市教育委員会　教育総務課

特認校入学許可申請の留意点について

小規模校入学特別認可制度（特認校制度）を利用して、特認校への入学を希望される皆様は、下記について御留意の上、申請を行ってください。

記

１　小規模校入学特別認可制度（特認校制度）の目的

特認校制度は、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、自然に触れる中

で学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培いたいと希望する保護者・児童に、一定の条件を付

して、市が特認校として指定した学校（田之浦小学校・森山小学校・潤ケ野小学校）に、

特別に入学（転学）を認める制度です。

２　特認校生として許可する場合の条件

　　　特認校のＰＴＡ活動等への参加・協力と地域行事等への積極的な参加が条件となりま

す。特認校制度の目的に合わない場合や、ＰＴＡ活動への不参加等により学校の教育活

動に支障が生じたときは、許可の取消しを行う場合があります。

３　入学を許可する期間

　　　４月から翌３月までの原則１年間です。ただし、更新を妨げません。

　４　募集人数

田之浦小学校　：　継続15人 新規８人程度

森山小学校　：　継続８人　　 新規５人程度

　　　　　 潤ケ野小学校　：　継続15人 新規５人程度

なお、各校の状況に応じての決定となりますので、特別な教育的支援が必要となる児

童を含めて、応募人数が募集人数内であっても、学校施設の状況等の理由により、受入

れができない場合がございます。また、特認校へ転入学することにより、本来就学すべ

き学校の学級数が減少する場合は許可しないことになります。

　５　申請期間

　　　11月１日（金） から 12月13日（金） まで

提出先

　　　入学を希望する特認校へ提出してください。

６　通学方法

　　　スクールタクシーでの通学となりますが、決められた停車場での乗降です。

なお、通学に利用できるスクールタクシーの台数には限りがあり、スクールタクシー

の乗車可能人数は特認校３校合計で44人ですので、超過した人数は自力通学（自己送迎等）となります。

**※スクールタクシーは、令和７年度までは現行どおり運行しますが、令和８年度からは廃止され、保護者等による自力通学となります。**

７　申請方法及び提出書類の記載内容等

次の書類に必要事項を記入し、**入学を希望する特認校へ御提出ください。**

1. 特認校入学（転学）許可申請書（様式第１号）

　　　　申請理由は、詳細に記載してください。

※新規の方は「なぜ他の２校ではなく、その学校なのか」、継続の方は「その学校に就学することで、対象児童がどのように変わったか」を必ず記載してください。

継続のため等の理由では受付できません。

1. スクールタクシー利用申込書

　　　 スクールタクシーのコース設定を行うため、利用される停車場をお示しください。

なお、スクールタクシーの乗車可能人数を超過した場合、超過した人数は自力通学（自己送迎等）となりますので、あらかじめ御了承ください

自己送迎できる方や学童利用等により復路（帰り）のスクールタクシーを利用しない方などがいらっしゃいましたら、一人でも多くの特認校生がスクールタクシーを利用できるよう御協力をお願いします。

　８　スクールタクシー乗車の優先順位

　　　スクールタクシーの利用申込者が乗車可能人数を超過した場合のスクールタクシーの

乗車児童については、次の優先順位に従って決定します。

　　　なお、同順位が複数名いる場合は、同順位者で抽選を行い、決定します。

　　　【スクールタクシー乗車の優先順位】

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 継続申請者 |
| ２ | 継続申請者の兄弟姉妹 |
| ３ | 新１年生 |
| ４ | 新規申請者で、やむを得ない事情で本来通学する学校へ通学できない児童※ただし、保護者面談と指定校の学校長の意見聴取を行い、認定する。 |

　９　特認校関係の決定通知時期

　　　特認校生の認否：２月上旬　、　タクシー乗車の認否：２月上旬

問合せ先

志布志市教育委員会 教育総務課

担当：総務施設Ｇ　竹井

電話：099-472-1111(内線313)